

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><b>【本編】</b></p> <p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－３ リスク管理</p> <p>Ⅲ－２－３－２ 信用リスク管理</p> <p>Ⅲ－２－３－２－１ 信用リスク管理・総論</p> <p>Ⅲ－２－３－２－１－２ 主な着眼点</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 法第16条の3第8項又は第52条の24第8項に規定する「地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社」（いわゆる地域経済の面的再生（再活性化）事業会社）</p>	<p><b>【本編】</b></p> <p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－３ リスク管理</p> <p>Ⅲ－２－３－２ 信用リスク管理</p> <p>Ⅲ－２－３－２－１ 信用リスク管理・総論</p> <p>Ⅲ－２－３－２－１－２ 主な着眼点</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 法第16条の4第8項又は第52条の24第8項に規定する「地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社」（いわゆる地域経済の面的再生（再活性化）事業会社）</p>
<p>Ⅳ 銀行持株会社</p> <p>Ⅳ－１ 意義</p> <p>銀行持株会社は、その子会社である銀行（以下「子銀行」という。）及び法第52条の23第1項各号に掲げる会社の経営管理を行う会社であり、その業務範囲は子会社に対する経営管理及びこれに附帯する業務に限定されている。銀行持株会社は、その子会社の経営管理を行うに当たっては、銀行経営の健全性確保や預金者保護といった銀行法の趣旨を十分に踏まえたうえで、子銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。</p>	<p>Ⅳ 銀行持株会社</p> <p>Ⅳ－１ 意義</p> <p>銀行持株会社は、その子会社である銀行（以下「子銀行」という。）及び法第52条の23第1項各号に掲げる会社の経営管理を行う会社であり、その業務範囲は銀行持株会社グループの経営管理（法第52条の21第2項に規定する経営管理をいう。）、これに附帯する業務及び法第52条の21の2第1項に規定する業務に限定されている。銀行持株会社は、その子会社の経営管理を行うに当たっては、銀行経営の健全性確保や預金者保護といった銀行法の趣旨を十分に踏まえたうえで、子銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。</p>
<p>Ⅴ 銀行グループに対する連結ベースの監督等</p> <p>Ⅴ－２ アームズ・レングス・ルール</p>	<p>Ⅴ 銀行グループに対する連結ベースの監督等</p> <p>Ⅴ－２ アームズ・レングス・ルール</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 13 条の 2 ただし書の承認の申請があったときは、当該申請をした銀行が法第 13 条の 2 各号に掲げる取引又は行為をすることについて施行規則第 14 条の 8 各号に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するが、その際留意すべき項目は以下のとおり。</p> <p>① 施行規則第 14 条の 8 第 3 号に該当する場合 イ. ～ニ. (略)</p> <p>② 施行規則第 14 条の 8 第 4 号に該当する場合 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 13 条の 2 ただし書の承認の申請があったときは、当該申請をした銀行が法第 13 条の 2 各号に掲げる取引又は行為をすることについて施行規則第 14 条の 8 第 1 項各号に掲げるやむを得ない理由があるかどうか又は同条第 2 項に掲げる要件に該当するかどうかを審査するが、その際留意すべき項目は以下のとおり。</p> <p>① 施行規則第 14 条の 8 第 1 項第 3 号に該当する場合 イ. ～ニ. (略)</p> <p>② 施行規則第 14 条の 8 第 1 項第 4 号に該当する場合 (略)</p>
<p>V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等 V-3-3 子会社等の業務範囲</p> <p>銀行の子会社（法第 2 条第 8 項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（施行令第 4 条の 2 第 2 項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）、及び関連法人等（同条第 3 項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、法第 12 条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。</p> <p>なお、銀行持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。</p> <p>(注 1) 銀行又はその子会社が、国内の会社（当該銀行の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準議決権数（法第 16 条の 3 第 1 項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、法第 16 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる会社、同項第 11 号に掲げる会社及び同項第 13 号に掲げる会社が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本監督指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。</p> <p>なお、子会社等に関する届出（子会社については法第 53 条第 1 項第 2 号の届出、特定出資会社については施行規則第 35 条第 1 項第 12 号</p>	<p>V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等 V-3-3 子会社等の業務範囲</p> <p>銀行の子会社（法第 2 条第 8 項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（施行令第 4 条の 2 第 2 項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）、及び関連法人等（同条第 3 項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、法第 12 条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。</p> <p>なお、銀行持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。</p> <p>(注 1) 銀行又はその子会社が、国内の会社（当該銀行の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準議決権数（法第 16 条の 4 第 1 項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、法第 16 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる会社、同項第 11 号及び第 12 号の 2 から第 13 号までに掲げる会社（同項第 12 号の 2 に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本監督指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>の届出、子法人等又は関連法人等については同項第 14 号の届出をいう。)の受理に当たっては、当該子会社等の定款若しくは当該銀行と当該子会社等が締結した業務協定書等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>(注3) 法第16条の2及び法第16条の3に規定する「会社」には、特別目的会社（例えば、資産の流動化、自己資本の調達を目的とするもの等）、組合、証券投資法人、パートナーシップその他の会社に準ずる事業体（以下「会社に準ずる事業体」という。）を含まないが、会社に準ずる事業体を通じて子会社等の業務範囲規制、他業禁止の趣旨が潜脱されていないかに留意する。</p>	<p>なお、子会社等に関する届出（子会社については法第 53 条第 1 項第 2 号の届出、特定出資会社については施行規則第 35 条第 1 項第 12 号の届出、子法人等又は関連法人等については同項第 14 号の届出をいう。)の受理に当たっては、当該子会社等の定款若しくは当該銀行と当該子会社等が締結した業務協定書等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>(注3) 法第16条の2及び法第16条の4に規定する「会社」には、特別目的会社（例えば、資産の流動化、自己資本の調達を目的とするもの等）、組合、証券投資法人、パートナーシップその他の会社に準ずる事業体（以下「会社に準ずる事業体」という。）を含まないが、会社に準ずる事業体を通じて子会社等の業務範囲規制、他業禁止の趣旨が潜脱されていないかに留意する。</p>
<p>V-3-3-1 子会社等の業務の範囲</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) (略)</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 金融システム改革法の施行の際、銀行の特定子法人等又は特定関連法人等として上記の要件を満たすものが、<u>法第 16 条の3 第 4 項第 1 号の規定</u>により当該銀行の特定出資会社（子法人等又は関連法人等に限り。）となった場合（同号に規定する認可を受けている場合に限り。）</p> <p>ハ. (略)</p>	<p>V-3-3-1 子会社等の業務の範囲</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) (略)</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 金融システム改革法の施行の際、銀行の特定子法人等又は特定関連法人等として上記の要件を満たすものが、<u>法第 16 条の4 第 4 項第 1 号の規定</u>により当該銀行の特定出資会社（子法人等又は関連法人等に限り。）となった場合（同号に規定する認可を受けている場合に限り。）</p> <p>ハ. (略)</p>
<p>V-3-4 議決権の取得等の制限</p>	<p>V-3-4 議決権の取得等の制限</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(1) <u>法第16条の3第2項ただし書</u>又は<u>法第52条の24第2項ただし書</u>の承認を行うに際しては、以下の点に留意する必要がある。          なお、株式の保有に関するリスク管理については、Ⅲ-2-3-2-1-2(7)を参照すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 以下の場合における<u>法第16条の3第3項</u>又は<u>法第52条の24第3項</u>に定める承認の条件である当該議決権のうち基準議決権数を超える部分の議決権を「速やかに処分すること」とは「遅くとも当該会社の経営改善等のための計画終了（注）後速やかに処分すること」との趣旨であることに留意する。          イ. ～ハ. (略)</p> <p>(2) その他の注意事項</p> <p>① 銀行の子会社である投資運用業を行う金融商品取引業者が、投資一任契約に基づき顧客のために議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等に係る議決権は、<u>法第16条の3</u>において銀行の子会社が取得し又は保有する議決権に含まれるものではないことに留意する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>法第16条の3第7項</u>又は<u>法第52条の24第7項</u>に定める議決権の保有制限の例外の対象となる会社として、施行規則第17条の2第7項各号に掲げる会社の議決権を、基準議決権数を超えて保有することが認められるのは、当該会社の事業再生に係る計画に盛り込まれている資本調達計画に基づき保有した場合であることに留意する。</p>	<p>(1) <u>法第16条の4第2項ただし書</u>又は<u>法第52条の24第2項ただし書</u>の承認を行うに際しては、以下の点に留意する必要がある。          なお、株式の保有に関するリスク管理については、Ⅲ-2-3-2-1-2(7)を参照すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 以下の場合における<u>法第16条の4第3項</u>又は<u>法第52条の24第3項</u>に定める承認の条件である当該議決権のうち基準議決権数を超える部分の議決権を「速やかに処分すること」とは「遅くとも当該会社の経営改善等のための計画終了（注）後速やかに処分すること」との趣旨であることに留意する。          イ. ～ハ. (略)</p> <p>(2) その他の注意事項</p> <p>① 銀行の子会社である投資運用業を行う金融商品取引業者が、投資一任契約に基づき顧客のために議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等に係る議決権は、<u>法第16条の4</u>において銀行の子会社が取得し又は保有する議決権に含まれるものではないことに留意する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>法第16条の4第7項</u>又は<u>法第52条の24第7項</u>に定める議決権の保有制限の例外の対象となる会社として、施行規則第17条の2第7項各号に掲げる会社の議決権を、基準議決権数を超えて保有することが認められるのは、当該会社の事業再生に係る計画に盛り込まれている資本調達計画に基づき保有した場合であることに留意する。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><b>【様式・参考資料編】</b></p> <p>基準議決権数を超える議決権の1年を超える保有 別紙様式3-4（銀行法施行規則第17条の7第1項に基づく承認申請）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">○○の議決権の保有の承認申請書</p> <p>○○の議決権の保有について、銀行法第16条の3第2項ただし書き及び同法施行規則第17条の7第1項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p><b>【様式・参考資料編】</b></p> <p>基準議決権数を超える議決権の1年を超える保有 別紙様式3-4（銀行法施行規則第17条の7第1項に基づく承認申請）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">○○の議決権の保有の承認申請書</p> <p>○○の議決権の保有について、銀行法第16条の4第2項ただし書き及び同法施行規則第17条の7第1項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>海外駐在員事務所の廃止 別紙様式 5-9</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">海 外 駐 在 員 事 務 所 廃 止 届 出 書</p> <p>○○駐在員事務所を廃止いたしましたので、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号の規定及び施行規則第 35 条第 1 項第 16 号の 2 の規定に基づき、お届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>海外駐在員事務所の廃止 別紙様式 5-9</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">海 外 駐 在 員 事 務 所 廃 止 届 出 書</p> <p>○○駐在員事務所を廃止いたしましたので、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号の規定及び施行規則第 35 条第 1 項第 16 号の 4 の規定に基づき、お届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>外国銀行代理業務に係る認可 別紙様式 8 - 1</p> <p style="text-align: right;">(第 1 面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名(法人にあっては、代表者の氏名) (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">外国銀行代理業務に係る認可申請書</p> <p>外国銀行代理業務を営みたく、銀行法第 52 条の 2 第 1 項の規定により認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>(注 1) 添付書類 (①申請者が銀行法施行規則第 34 条の 2 第 1 項に該当する場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 理由書</li> <li>2 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面</li> <li>3 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面</li> <li>4 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面</li> <li>5 所属外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者(以下この号において「主要株主等」という。)の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面</li> <li>6 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面</li> <li>7 当該銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面</li> <li>8 当該銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案</li> <li>9 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面</li> <li>10 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</li> </ol> <p>(②申請者が銀行法施行規則第 34 条の 2 第 2 項に該当する場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 理由書</li> </ol>	<p>外国銀行代理業務に係る認可 別紙様式 8 - 1</p> <p style="text-align: right;">(第 1 面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名(法人にあっては、代表者の氏名) (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">外国銀行代理業務に係る認可申請書</p> <p>外国銀行代理業務を営みたく、銀行法第 52 条の 2 第 1 項の規定により認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>(注 1) 添付書類 (①申請者が銀行法施行規則第 34 条の 2 第 1 項に該当する場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 理由書 (削除)</li> <li>2 所属外国銀行の主たる営業所の所在地を記載した書面</li> <li>3 所属外国銀行の代表権を有する役員の氏名を記載した書面</li> <li>4 所属外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者(以下この号及び第五項第五号において「主要株主等」という。)の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面</li> <li>5 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面</li> <li>6 当該銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面</li> <li>7 当該銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約の内容を記載した書面</li> <li>8 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面</li> <li>9 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</li> </ol> <p>(②申請者が銀行法施行規則第 34 条の 2 第 2 項に該当する場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 理由書</li> </ol>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>2 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面 3 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>(注2)但し、上記①において、申請者が銀行法施行規則第 13 条の2第1項第2号に掲げる外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 添付書類5及び7に掲げる書面を除く</li> <li>・ 外国において外国銀行代理業務を行うにあたって適用される当該外国の法制度の内容及び当該法制度を満たすための申請者における態勢整備の状況を記載した書面(外国銀行代理業務を行うにあたって外国当局の許認可等の取得が必要な場合には当該許認可等(写)の和訳を含む)を添付すること</li> </ul> <p style="text-align: right;">(第2面)、(第3面) (略)</p>	<p>2 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面 3 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>(注2)但し、上記①において、申請者が銀行法施行規則第 13 条の2第1項第2号に掲げる外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 添付書類4及び6に掲げる書面を除く</li> <li>・ 外国において外国銀行代理業務を行うにあたって適用される当該外国の法制度の内容及び当該法制度を満たすための申請者における態勢整備の状況を記載した書面(外国銀行代理業務を行うにあたって外国当局の許認可等の取得が必要な場合には当該許認可等(写)の和訳を含む)を添付すること</li> </ul> <p style="text-align: right;">(第2面)、(第3面) (略)</p>



主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>外国銀行代理業務に係る届出 別紙様式 8 - 2</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: center;">外国銀行代理業務に係る届出書</p> <p>外国銀行代理業務を営みたく、銀行法第 52 条の2第2項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>外国銀行代理業務に係る届出 別紙様式 8 - 2</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: center;">外国銀行代理業務に係る届出書</p> <p>外国銀行代理業務を営みたく、銀行法第 52 条の2第3項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>所属外国銀行に関する資本金(出資)の額の変更届出書 別紙様式 8-3</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名(法人にあっては、代表者の氏名) (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">所属外国銀行に関する資本金(又は出資金)の額の変更届出書</p> <p>所属外国銀行の資本金(又は出資)の額が変更になりましたので、銀行法第 52 条の2の9第1項第1号(又は銀行法施行規則第 35 条第1項第 17 号の2イ)の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>所属外国銀行に関する資本金(出資)の額の変更届出書(半期分届出用) 別紙様式 8-3</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名(法人にあっては、代表者の氏名) (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">所属外国銀行に関する資本金(又は出資金)の額の変更届出書( <u>年度</u> <u>半期分</u>)</p> <p>所属外国銀行の資本金(又は出資)の額が変更になりましたので、銀行法第 52 条の2の9第1項第1号(又は銀行法施行規則第 35 条第1項第 17 号の2イ)の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>